

住民税(市民税・県民税)の

主な改正点

今年度の申告より
マイナンバーの記載が
必要です！

確認ができないため、写真付
身分証明書(運転免許証など)
をご一緒に持参ください。

平成28年分以降の市民税・
県民税の申告書提出の際はマ
イナンバー(12桁)の記載と本
人確認書類の提示または写し
の添付が必要となります。

※扶養親族がいる場合は、そ
のかたのマイナンバーの記
載も必要となりますのでご
注意ください。

【本人確認書類】

◎個人番号カードを

お持ちのかた
個人番号カードにて番号と
身元の両方を確認できますの
で、個人番号カードのみご持
参ください。

◎番号確認書類を

お持ちのかた
番号確認書類だけでは身元

「ふるさと納税

ワンストップ特例制度」 について

確定申告が不要な給与所得
者などがふるさと納税を行う
場合、一定の要件に該当する
かたについては、ふるさと納
税先団体に特例の申請をする
ことで、確定申告書を提出す
ることなく、個人住民税の軽
減を受けることができます。

■お問合せ

- ・申告関係
課税課市民税係
内線1134・1136
- ・マイナンバー関係
市民サービス課
内線1111

公的年金の

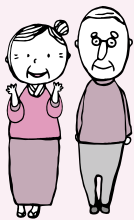
源泉徴収票

国民年金、厚生年金などの
老齢・退職年金は、所得税法
上の雑所得として課税の対象
になっています。

そのため、老齢年金を受け
ているかたには、1年間の年
金の支払総額などを記載した
「源泉徴収票」が1月末日まで
に届くよう送付されますので、
確定申告の際に提出してくだ
さい。

紛失した場合は再発行でき
ますので、年金事務所または
年金相談センターにお問い合わせ
ください。

なお、障害年金・遺族年金は、
課税の対象となっていないた
め、源泉徴収票は送付されま
せん。



■お問合せ

下館年金事務所
☎0296(25)0829

古河税務署からのお知らせ

◆マイナンバーの記載が
必要です！

平成28年分以降の所得税
及び復興特別所得税や贈与
税の申告書提出の際は、マ
イナンバー(12桁)の記載と
本人確認書類の提示または
写しの添付が必要となりま
す。

◆確定申告の相談及び
申告書の受付について

平成28年分の所得税及び
復興特別所得税の確定申告
の相談及び申告書の受付は、
2月16日(木)から3月15日
(水)までです。還付申告に
ついては、2月15日(水)以
前でも行えます。

◆確定申告書は
自宅で作成できます！

国税庁ホームページ「確

定申告書等作成コーナー」
を利用すれば、自宅で確定
申告書などが作成できます。
印刷して書面で送付または
e-Taxで送信(事前準備
が必要)のいずれかで提出
してください。詳しくは、
国税庁ホームページをご覧
ください。

国税庁ホームページ
www.nta.go.jp

■お問合せ

古河税務署
個人課税第一部門
☎0280(32)4161